如二年之村中之[illegible]

十一日

一傳奏徳大寺殿ゟ今年ニ
[illegible]雜堂ゟ[illegible]来
名代ニ[illegible]光文ニ[illegible]町
[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
一町[illegible]ニ[illegible]
[illegible]乙訓郡上久世村領[illegible]
[illegible]同郡久我村領[illegible]
間ニ[illegible]所司代[illegible]同心[illegible]町
[illegible]
[illegible]
[illegible]
入組ニ[illegible]村ニ[illegible]
町[illegible]相[illegible]
[illegible]
[illegible]

六月八日

猶々本文證古事〳〵此以前覚

村〳〵申通候也此趣〳〵候

並従而御請状〳〵無之

右之通御蔵所御知行

被仰付上候以上

六月　　　　主殿通書

右近去一當申出候通ニ

御料紙其去四月ニ被請

上包紙用紙何ニ而武家へ

使者ニ被仰付候御届

遠去之通返上之事

十六日

一入道屋寺主被陰候ニ付

〳〵候二付

七月四日

一　陽明村呂雲院死去候　付

候而書之由也

宴方聞病氣ニ付〳〵事候

不相叶亡翔死去付七日様〳〵

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一実方俊病事ニ付奏生
又相叶昨夜発去仕候
假二十日
服九十日
右之通着服之混穢ニ仕候
仍る此段内届中ニ合候
七月廿六日　中川左近将衛
春看
右届出遣ニ付ニ付
其段中遣ニ付ニ完ニ付
ニ付中ニ
八月十日
一伝奏衆ニ觸ニ付ニ付　花
鉄　石清水放生会従
来十三日晩到十六日朝
御神事ニ付ニ付
毎伝ニ付ニ付ニ付

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

右之鉢高倍増ニ付中
鉢ハ付世臣中上ハ以上
十二月八日　　[illegible]
[illegible]

徳岡満岡ニ御改ニ
[illegible]
御所料　并　官方橋本方ニ
方ニ[illegible]
一飯限リ一村毎ニ徳ニ彩田
ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
百一飯遣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

地政ニ而五段全ニ五相相半ニ
接合ニ而同段ニ而同ニ而ニ
寺社領ニ分ニ一同御料ニ
此代ニ出領所私領ニ領ニ地ニ
夫ニ及通達ニ而ニ候ニ集ニ此
領ニ地政ニ而ニ勅定所ニ
已ニ而ニ候ニ而ニ候ニ
右ニ領分ニ而行ニ
而ニ而ニ而ニ候ニ
七月
諸國御面ニ而ニ改ニ見近ニ
右ニ新田ニ而ニ外ニ
下ニ而ニ文ニ
御出ニ右新田ニ而ニ
右掛ニ明樂ニ
掛合ニ右新田ニ
月ニ入ニ
諸ニ書ニ

領ニ分ニ見近ニ代ニ文ニ領ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

[illegible]

九月廿八日

[illegible]

[illegible]

一

山城

[illegible]

右[illegible]山西法寺[illegible]堂

[illegible]

右[illegible]御先[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

[illegible]

辰七月

和州内山永久寺
寺督
上臺院権僧正

大和
摂津

右子母々神櫃安置し経蔵
再建乃助成右衛門二ヶ年
ゝ為勧化御免寺社等行
連帯ゝ勧化特来候人去
尚辰九月より来ル未月ゝ
御料和銀寺社銀在町可致
巡行ゝ為御帰ゝ事ゝ也
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一　御差支無之候ニ付今日

右之通り兼而御出来合之節ニ付
以後同様申上候

廿六日
一　御差支無之候ニ付、今日御
雑掌ゟ此方迄申来候ニ付
右之趣御所向六月四日迄
御下ケ被下候節割賦上之
世村河原町御所代役
同公明廿七日ゟ同廿九日迄
三日雑続罷出候旨申遣
引続出勤之積り申来
候得共爰ニ書付候

廿九日
一　御差支無之候ニ付、今日右
雑掌ゟ申来候ニ付、左之通
出勤致　申聞置
役記門印請印し済之節
　修理職御請取候
須外
廿日ゟ　申上候
　廿三日ゟ入谷候

一 傳奏[illegible]觸出[illegible]

口状

蓮華光院御所御今三十日
迂化[illegible]後今日[illegible]
准后[illegible]慎[illegible]
[illegible]
中[illegible]

九月晦

再傳奏
雜掌

[illegible]右近[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 府隨身中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日
一 来月十三日中和院
行幸供奉府生番長之
差出候様御所ニ而交名を
以可申上旨従武家申渡、右者当職
此節下知之役所ニ而申上
存候ニ付、左之通交名相認
申上候

水口 左府生清胤
田中 左番長盛纓
三上 右府生武應
三宅 右番長為靖

右之事共夫々申付候処
無心許存候ニ付、右之通申
交名書付差上、右
町奉行所ゟ武家方へ
ニ而文様之通繁小
事ニこ

十三日
一 御参府之節御来光

諸国御国ゟ出願之百姓
寺社地

寺社
寺

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

口状

[illegible]

別紙并離形[illegible]

[illegible]

離形[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月十二日　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

口状

[illegible]

仙門様　御筆[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

常く之事仰せ下され
念事
澤 還幸供奉
通 御相決
業房卿迎勅使
於清涼殿
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
春宮
雑事

未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

右衛門督
三澤右衛門督
為清
三位中将
仲房朝臣

右衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

十一日 丙寅 晴
行幸供奉
仰せ下され
未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

十二日 丁卯 晴
行幸供奉
仰せ下され
未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

十三日 戊辰 晴
行幸供奉
仰せ下され
未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

十四日 己巳 晴
行幸供奉
仰せ下され
未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

十五日 庚午 晴
行幸供奉
仰せ下され
未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

十六日 辛未 晴
行幸供奉
仰せ下され
未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

十七日 壬申 晴
行幸供奉
仰せ下され
未刻許
北畠准后
御所へ
渡御
左衛門督
三位中将
仲房朝臣
御車寄
雑事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

右来月十三日中和院

行幸供奉ニ　仰付ニ列ル

来月集同十一日見辰

来月下知仕ニ

右大将殿ニ　仰渡ニ女人ト

以面状ヲ進出ル　出ル百里路発辰

[illegible]

右大将殿ニ出ル　出ル[illegible]

[illegible]

但[illegible]実牧備前[illegible]

[illegible]

一　壱

水口左府生清胤

田中左番長盛繁

右女人来月十三日中和院

行幸供奉ニ　仰渡ニ於

左大将殿ニ　仰渡ニ[illegible]

十七日
一傳奏衆ゟ觸書来ル
口状
来廿二日修学院江
仙洞様　御幸被遊候
被　御出候ニ付此段可申入旨
両傳ゟ申付候ニ付其御仲間中
江も可被申達候　以上
十月十七日　両傳奏
雑掌
東山道御當番
此通之ふれ到来
右觸書ニ付承知之旨申遣ス
一十七日
涂木九嚮淑亮
門　右衛門宗城
右来月十九日
賀茂臨時祭ニ付

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

大帷子

裏稽

裾

木柄傘

右　院中白馬御覧

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用